

「安全対策基金」運用規定

- 第1条 この規定は「労山特別基金」に基づく「安全対策基金」（以下「基金」と呼ぶ）の管理・運用に関する規則を定めたものである。
- 第2条 この「基金」は、日本勤労者山岳連盟の技術教育活動および遭難事故防止活動に利用することを目的とする。
- 第3条 この「基金」の管理・運用は、日本勤労者山岳連盟理事会の責任のもとに行われるものとする。
- 第4条 この「基金」の利用を希望するものは、所定の「給付申請用紙」に必要事項を記入して申し出なければならない。
- 第5条 この「基金」の給付を受けたものは、当該活動終了後すみやかに実施内容および決算を文書で報告しなければならない。
- 2 この「基金」の使途に疑義が認められた場合、給付金額の全額または一部を返済しなければならない。
- 第6条 この「基金」の会計年度は1年（1月から12月まで）とし、決算を日本勤労者山岳連盟の総会または理事会に報告する。
- 第7条 この「規定」の改廃は、日本勤労者山岳連盟理事会が発議し、総会または評議会で決定する。

2008年4月14日